

## ブランドマネジメント支援業務委託事業者選定プロポーザル実施要項

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

ブランドマネジメント支援業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

#### (3) 契約限度額

24,956,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（うち令和7年度分10,356,000円、令和8年度分7,300,000円、令和9年度分7,300,000円）

#### (4) 業務の内容

ブランドマネジメント支援業務委託仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり

### 2 実施スケジュール

| 期 日 等                        | 内 容                      |
|------------------------------|--------------------------|
| 令和7年6月30日（月）                 | 公告、実施要項、業務委託仕様書等の掲示      |
| 令和7年6月30日（月）<br>令和7年7月4日（金）  | 参加資格に関する質問の受付期間          |
| 令和7年7月7日（月）                  | 参加資格に関する質問の回答期限          |
| 令和7年7月9日（水）                  | 入札参加名簿未登載者等の申請手続期限       |
| 令和7年7月11日（金）                 | 参加申込書の提出期限               |
| 令和7年7月14日（月）                 | 参加資格確認通知書の発送日            |
| 令和7年7月14日（月）<br>令和7年7月18日（金） | 実施要項及び業務委託仕様書に関する質問の受付期間 |
| 令和7年7月22日（火）                 | 実施要項及び業務委託仕様書に関する質問の回答期限 |
| 令和7年8月5日（火）                  | 提案書の提出期限                 |
| 令和7年8月7日（木）                  | ヒアリング                    |
| 令和7年8月8日（金）                  | 結果通知書の発送日                |
| 令和7年8月12日（火）                 | 契約締結（予定）                 |

### 3 応募資格

- (1) 過去5年（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間）において、同種・類似業務を1件以上受託した実績を有していること。

なお、同種・類似業務については次のとおりとする。

- ・食材や文化、流通など地域資源の調査及び講義、グループワーク等による商

#### 品開発支援業務

- ・ 講義、グループワーク等による商品のマーケティング戦略策定支援業務や商品開発支援業務

- (2) 令和6・7年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格名簿（以下「入札参加名簿」という。）のうち、H各種委託業務等「12事務・サービス業務」若しくは「13各種委託その他」に登載されている者であること。なお、入札参加名簿未登載事業者又は業種等の非対応者においては、令和7年7月9日（水）までに参加者名簿登載申請書等を提出すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本プロポーザル期間中において、本市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止若しくは事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年を経過しない者又は提案書の提出期限前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (8) 直近の国税、本社所在地の都道府県税及び観音寺市税の滞納がないこと。
- (9) 次に掲げる団体でないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条の公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職に当たる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体
  - ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体

#### 4 参加資格に関する質問

##### (1) 提出方法

参加資格に関して質問しようとするときは、質問書（様式1）に質問事項を記

載し、ファイル名を「ブランドマネジメント支援業務プロポーザル参加資格質問」に変更の上、プロジェクト推進課へ電子メールで提出すること。

(2) 提出期間

令和7年6月30日（月）から同年7月4日（金）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

提出された質問については、質問者に対して、電子メールにより随時回答するものとし、質問の最終回答日は令和7年7月7日（月）とする。

(4) 注意事項

ア 質問者（担当者）が不明の場合及び参加資格に関する質問でない場合は回答しない。

イ 回答は、質問者が特定されない形で行う。

ウ (1)の電子メール以外の方法による質問及び提出期間終了後の質問は、受け付けない。

5 参加者名簿登載申請書の提出（入札参加名簿未登載者又は業種等非対応者のみ）

入札参加名簿未登載者又は業種等非対応者は、次のとおり参加者名簿登載申請に係る書類を提出すること。

(1) 提出期間及び提出方法

令和7年6月30日（月）から同年7月9日（水）までとする。なお、持参により提出する場合の提出時間は、観音寺市の休日を定める条例（平成17年観音寺市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとし、郵送で提出する場合は書留郵便など配達記録が分かる手段により令和7年7月9日（水）午後5時までの必着とする。この場合において、郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。

(2) 提出場所

観音寺市役所本庁4階 観音寺市政策部プロジェクト推進課

(3) 提出書類（各1部）

ア 参加者名簿登載申請書（様式2）

イ 直近2事業年度における決算に係る貸借対照表

ウ 納税証明書又は納税義務がない旨の申立書

（ア）直近の国に納付すべき国税の納税証明書

（イ）直近の本社所在地の都道府県に納付すべき都道府県税の納税証明書

（ウ）直近の本市に納付すべき市税の納税証明書

（エ）上記税目において納税義務がない場合は、その旨の申立書（様式3）

エ 法人登記簿謄本（現在（履歴）事項全部証明書）

オ 印鑑証明書

(4) その他

- ア 入札参加名簿に他の業種・業種分類で登載されている者は、参加者名簿登載申請書（様式2）のみ提出すること。
- イ 参加者名簿登載申請書については、本プロポーザルに関する申請のみであり、入札参加名簿に影響を及ぼすものではない。

## 6 参加申込書等の提出

### (1) 提出期間及び提出方法

令和7年6月30日（月）から同年7月11日（金）までとする。なお、持参により提出する場合の提出時間は、本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、書留郵便など配達記録が分かる手段により令和7年7月11日（金）午後5時までの必着とする。この場合において郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。

### (2) 提出場所

観音寺市役所本庁4階 観音寺市政策部プロジェクト推進課

### (3) 提出書類（各1部）

- ア 参加申込書（様式4）
- イ 業務実績表（様式5）

業務実績については、過去5年（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間）の実績とし、記載内容が確認できる書類（契約書・仕様書の写し等）を添付すること。なお、記載内容及びその内容が確認できる書類のうち、相手方との守秘義務に関する部分については、黒塗り等で隠すことを可とする。

### (4) 参加資格確認の方法

上記(3)の提出書類に基づき、次のとおり参加資格に係る確認を行う。

- ア 提出書類の内容が、実施要項に定められた資格要件を全て満たしており、かつ内容も合致していること。
- イ 実施要項に定められた内容が、全て記載されていること。

### (5) 参加資格確認の通知

- ア 令和7年7月14日（月）に、参加資格確認通知書を発送するとともに、電子メールで通知する。
- イ 参加資格がないとされた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- ウ 参加資格がないとされた者は、当該理由について説明を求めることができる。その場合、令和7年7月22日（火）午後5時までに、参加資格がないと認められた理由の説明を請求する旨を書面により提出するものとする。本市は、当該請求があった場合は、これに対し、速やかに回答を行う。

## 7 実施要項及び業務委託仕様書に関する質問

### (1) 提出方法

参加資格確認通知書により参加資格があるとされた者（以下「参加資格者」と

いう。)が実施要項及び業務委託仕様書に関して質問しようとするときは、質問書(様式6)に質問事項を記載し、ファイル名を「ブランドマネジメント支援業務プロポーザル実施要項等質問」に変更の上、プロジェクト推進課へ電子メールで提出すること。

(2) 提出期間

令和7年7月14日(月)から同年7月18日(金)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

提出された質問については、全ての質問に対して、参加資格者全員に電子メールで回答するものとし、質問の最終回答日は、令和7年7月22日(火)とする。

(4) 注意事項

ア 質問者(担当者)が不明の場合は、回答しない。

イ 回答は、質問者が特定されない形で行う。

ウ (1)の電子メール以外の方法による質問及び提出期間終了後の質問は、受け付けない。

8 提案に係る書類の提出

参加資格者は、次のとおり提案に係る書類を提出すること。

(1) 提出期間及び提出方法

令和7年7月14日(月)から同年8月5日(火)までとする。なお、持参により提出する場合の提出時間は、本市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、書留郵便など配達記録が分かる手段により令和7年8月5日(火)午後5時までの必着とする。この場合において郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。

(2) 提出場所

観音寺市役所本庁4階 観音寺市政策部プロジェクト推進課

(3) 提出書類及び部数

ア 提案審査書類提出届(様式7) 正本1部

イ 同種・類似業務の実績(様式8) 正本1部、副本7部

同種・類似業務の経験を本業務に活かすため、同種・類似業務における実績やアピールポイントについて記載すること。

また、提案者を特定又は判別できるような記載等を一切行わないこと。

ウ 地域産品ブランディングに向けた資源調査の実施手法(様式9)

正本1部、副本7部

業務委託仕様書4(1)ア「地域産品ブランディングに向けた資源調査」の実施方針について具体的な手法や調査項目を記載すること。その他、特に重要な事項又は特記すべき事項などがあれば記載すること。

また、提案者を特定又は判別できるような記載等を一切行わないこと。

エ 地域産品ブランディング(商品開発)支援の実施手法(様式10)

正本1部、副本7部

業務委託仕様書4(1)イ「地域産品ブランディング(商品開発)支援」の実施方針について具体的な手法や内容を記載すること。その他、特に重要な事項又は特記すべき事項などがあれば記載すること。

また、提案者を特定又は判別できるような記載等を一切行わないこと。

オ その他提案業務及びスケジュール(様式11) 正本1部、副本7部  
業務委託仕様書4(1)ウ「その他受託者の提案により実施する業務」及びスケジュールについて、具体的な手法や内容を記載すること。

また、提案者を特定又は判別できるような記載等を一切行わないこと。

カ 提案見積書(様式12) 正本1部  
当該業務に必要な全ての経費を見積もること。また、その積算内訳を任意の様式にて、添付すること。

#### (4) 注意事項

ア 提出書類は、1部ずつまとめること。

イ 業務委託仕様書及び別紙「審査基準及び評価基準」に基づき提案すること。

ウ 1提案者につき、提案は1案とし、複数の提案はできないものとする。

エ 枚数については、特に制限しないが、簡潔に内容が分かるよう配慮するとともに、ページ番号の記載等を行うこと。

オ カラー表示がある場合はカラー複写とすること。

カ 使用する文字については日本語を使用するものとし、フォントサイズ等については任意とするが、読みやすく分かりやすい書類作りに努めること。

キ 日本産業規格A4版縦置き、横書き、左綴りとする。資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとすること。

ク その他、記載漏れ、書類の未提出等の書類の不備は、審査時の減点又は失格の対象となる場合があるので注意すること。

#### (5) その他

ア 参加申込書等の提出後、参加を辞退する場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。なお、本市は本プロポーザルを辞退した者に対して、これを理由に不利益な取扱いをすることはない。

イ 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、提案者の責任において処理すること。

オ 本市は、本プロポーザルの前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、本プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。この場合において、参加申込者に生じた損害は、当該参加申込者の負担とする。

カ 提出された書類のうち、副本については、正本と同内容のもののみなし、ブラ

ンドマネジメント支援業務委託プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)の委員にそのままの状態配布するため、内容の確認は申請者の責任において行うこと。

## 9 提案に係る審査

### (1) 審査方法

書類審査及びヒアリング(質疑応答)による。

### (2) ヒアリングについて

#### ア 実施日時

令和7年8月7日(木)午後1時30分から(予定)

#### イ 実施場所

観音寺市役所4階防災対策室

ただし、オンライン会議ツールでの参加を希望する場合は、上記8の提出書類提出時に申し出ること。

#### ウ 控室

観音寺市役所4階401相談室

#### オ ヒアリングの順番

プレゼンテーションの順番は、上記8の提出書類を受付けした日時の順に決定するものとする。なお、提出書類を郵送により同日に受付けた場合は、市が抽選を行い受付けの順を定めるものとする。

### (3) ヒアリングの方法

#### ア 実施時間

各提案者20分程度

| 番号 | ヒアリング時間            |
|----|--------------------|
| 1  | 午後1時30分から午後1時50分まで |
| 2  | 午後2時00分から午後2時20分まで |
| 3  | 午後2時30分から午後2時50分まで |
| 4  | 午後3時00分から午後3時20分まで |

#### イ 出席者

各提案者4名以内とする。

#### ウ 使用資料

上記8の提出書類のみとする。

### (4) 審査基準及び評価基準

書類審査及びヒアリングにより、別紙「審査基準及び評価基準」に基づき評価・審査を行う。

なお、委員会は、各提案者の提案書等に基づく提案の優劣について協議を行わず、各委員の判定に基づく評価点以外の事由により合計点の修正等を行わない。

## 10 受託候補者の特定

### (1) 受託候補者の特定方法

委員会は、上記9(4)の評価点の合計により提案者の順位を決定し、1位となった提案者を受託候補者として特定する。

ただし、合計点が満点の6割以下の者については対象外とし、満点の6割を超える者が1者である場合は当該1者を受託候補者として特定する。

### (2) 審査結果の通知

令和7年8月8日(金)に、審査結果通知書を発送するとともに、電子メールで通知する。

## 11 受託候補者決定後の手続き

(1) 受託候補者と契約の交渉を行う。なお、契約書添付の業務委託仕様書については、受託候補者の提案を踏まえ協議の上決定する。

(2) 受託候補者決定後、契約締結までの間に受託候補者が本実施要項で定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、受託候補者の特定を無効とし、契約を締結しないことがある。

(3) 受託候補者が契約を締結しないとき、又は本業務の遂行に支障があると判明したときは、次点の参加資格者を受託候補者として契約の交渉を行う。この場合において、次点の参加資格者がいないときは、受託候補者の該当なしとして取り扱うものとする。

(4) 市は、本プロポーザルの結果について、受託候補者と契約を締結したとき、又は、受託候補者が該当なしとなったときは、市ホームページにおいて、受託者の名称及び審査結果の概要を公開する。

## 12 契約保証金

契約時に必要となる契約保証金については、観音寺市契約規則第28条第1項の規定を適用する。ただし、同規則第29条第3号に該当する場合は免除する。

## 13 業務実施上の条件

(1) 本業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ承認を得なければならない。

(3) 管理技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(4) 参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を開示又は漏えいしてはならない。

## 14 その他特記事項

(1) 費用負担及び報酬について

本プロポーザルへ参加することにより発生した費用は、提案者の負担とする。

また、提案書類の提出に関して、報酬は支払わないものとする。

(2) 提出書類の取扱いについて

ア 提案書類の追加・差替え・再提出は、提出期限日を過ぎては認めない。ただし、本市から追加資料を提出するよう要請等があった場合は、速やかに応じること。

イ 提出書類作成のために本市から受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用してはならない。

ウ 提案者から提出された提案書類の著作権は、原則として提案者に帰属し、本市は無条件でその使用权を持つものとする。

エ 提案者名及び提案書類については、受託者に限らず情報公開の対象となる。

オ 情報公開において、提案者の正当な利益が害されるおそれがあると本市が認められた情報については、非公開とする。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 提案書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合

エ プレゼンテーションにおいて、理由なく指定された時刻までに出席しなかった場合

オ 見積書に記載された金額が契約限度額を超えた場合

(4) プロポーザル提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

ア 実施要項に定める手続、手順、期限等を遵守しない場合

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 提案書類に虚偽又は履行不可能な内容が記載されている場合

(5) その他

ア 本市が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 実施要項に記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。

15 受付及び問い合わせ先

〒768-8601

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市政策部プロジェクト推進課（観音寺市役所4階）

TEL：0875-23-7577

FAX : 0875-23-3920

E-mail : [project@city.kanonji.lg.jp](mailto:project@city.kanonji.lg.jp)